

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために必要な事業を実施する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導 ②新生児、妊産婦、未熟児等に対する訪問指導 ③窓口またはサービス検索・電子申請機能による妊娠届出の受理 ④母子健康手帳の交付 ⑤健康診査 ⑥低体重児の届出に関する事務 ⑦各種集計・統計 ⑧Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る母子保健事務 ⑨妊婦のための支援給付 ⑩養育医療の給付を行うための資格確認事務 ⑪養育医療に要する費用徴収
③システムの名称	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.Public Medical Hub (PMH) 5.サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70、127の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 80、95、109、110の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、95の2、96、109、110の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども健康部 健康医療推進課 こども未来課、福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市役所 総務部 総務課 Tel.0897-56-5151
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215 こども未来課 TEL0897-52-1316 福祉部 国保医療課 TEL0897-52-1367
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムにおいては、外部との接続ができない環境で端末を使用するとともに、静脈認証によるログインに加え、システムを使用する場合はパスワードを必要としており、職員以外が使用することができない。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	当該システムにおいては、外部との接続ができない環境で端末を使用するとともに、静脈認証によるログインに加え、システムを使用する場合はパスワードを必要としており、職員以外が使用することができない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月17日	I 1 ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために必要な事業を実施する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導 ②新生児、妊産婦、未熟児等に対する訪問指導 ③窓口またはサービス検索・電子申請機能による妊娠届出の受理 ④母子健康手帳の交付 ⑤健康診査 ⑥低体重児の届出に関する事務 ⑦各種集計・統計 ⑧Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務	母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために必要な事業を実施する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導 ②新生児、妊産婦、未熟児等に対する訪問指導 ③窓口またはサービス検索・電子申請機能による妊娠届出の受理 ④母子健康手帳の交付 ⑤健康診査 ⑥低体重児の届出に関する事務 ⑦各種集計・統計 ⑧Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務 ⑨妊婦のための支援給付	事後	
令和7年6月17日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70、127の項	事後	
令和7年6月17日	I 5 ①部署	こども健康部 健康医療推進課	こども健康部 健康医療推進課、こども未来課	事後	
令和7年6月17日	I 8 連絡先	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215、こども未来課 TEL0897-52-1316	事後	

